

構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書

平成 年 月 日

殿

株式会社 建築構造センター
代表取締役社長 田野邊 幸裕 印

下記の建築物については、建築基準法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第6条第8項又は同法第6条の2第5項に規定する期間内に、構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付できないので、同法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第6条第9項又は同法第6条の2第6項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 構造計算適合性判定が期間内にできない建築物

- (1) 確認申請受付番号 :
(2) 建築物の名称 :
(3) 構造計算適合性判定受付番号 :
(4) 構造計算適合性判定受付日 : 平成 年 月 日

2. 延長する期間

3. 延長する理由

4. その他

(連絡先)

株式会社 建築構造センター
担当 : 部 課
TEL :
FAX :
メールアドレス :